

令和2年度八王子市農業委員会第12回総会会議録

- 1 開催年月日 令和3年3月25日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (18名)

農業委員会委員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 米津元一 | 2番 熊澤治彦 |
| 3番 青柳有希子 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 原島元義 | 6番 有竹満次 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 菱山史郎 |
| 9番 坂本真一 | 10番 田中政博 |
| 11番 村松徹 | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正 | 14番 門倉豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 17番 内田茂 |
| 19番 三上正治 | 20番 町田裕通 |

- 5 欠席委員 (4名)

- | | |
|----------|----------|
| 16番 田中和敏 | 18番 福田一訓 |
| 21番 石川研 | 22番 井上正芳 |

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|-----------|---------|
| 事務局長 山崎光嘉 | 課長 須藤文夫 |
| 主査 上原裕之 | 主査 篠原勝久 |
| 主任 萩原健太 | 主任 小池幸治 |

令和2年度(2020年度)
八王子市農業委員会 第12回総会 議題

(令和3年3月25日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農地の権利移動許可について
- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 調整区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の許可について
- 第8 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第9 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第10 令和3年度(2021年度)の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第11 八王子市農業委員会会議規則の改正について

【報告案件】

- 第12 農地の権利取得の届出について
- 第13 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和2年度八王子市農業委員会第12回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第16番田中和敏委員、第18番福田一訓委員、第21番石川研委員、22番井上正芳委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
2月1日から2月28日までの届出分（10件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
2月1日から2月28日までの届出分（20件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第3「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を報告します。
事務局より報告願います。

事務局

第3「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を報告。
（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（願出地が農業経営を引き続き行っていること 12件）

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議長 質問なしと認め、進行します。

第5「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第5「農地の権利移動許可について」について説明。

譲受人は美山町に所在。譲渡人は下恩方町に在住。申請地は美山町にある土地2筆、登記地目は畑、現況は畑、面積は合計872㎡

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それではご報告いたします。

3月5日、事務局とともに、申請地にて、譲受人である法人の作業療法士、病院スタッフに営農指導を行う指導員、代理人から聞き取りを行いました。まず、今回購入することになった経緯を伺いました。法人が運営する病院は、昭和41年に精神科病院として開設され、現在は患者の地域生活支援や社会復帰をサポートする多機能型精神病院となっています。近年では、精神疾患や認知症治療の一環として、農園芸作業療法が注目されており、農作業を通して集団で土に触れ、体を動かすことにより、身体的・精神的機能の維持や改善に治療効果があると言われていています。そのような折、病院においても、農園芸作業療法の導入を検討していたところ、病院から北へ約100メートルの位置にある農地の所有者から当該地を譲ってもいいとの話が出たそうです。当該地は、病院からのアクセスも良く、農作業のための環境も整っていることから、取得することになったとのことでした。続いて、取得後の営農計画についても伺いました。計画では、農地を3つのエリアに分け、葉菜・根菜をはじめとする野菜類のほか、低木の果樹を

栽培し、共用スペースには農機具置場や休憩所を設けるとのことでした。実際の農作業については、営農指導員がアドバイスをしながら、作業療法士が中心となり、入院患者を病棟ごとに複数のグループに分け、植え付けや除草・収穫等の農作業体験の場として活用していくとのことでした。申請地についてですが、南から北にかけて緩い傾斜がありますが、陽当たりはよく、農作業に適した土地でした。現在は草刈り状態ですが、病院が取得した後は、営農指導員がトラクターを使用して耕うんをかけ、土壌改良を行うとのことでした。収穫した農作物は患者へ配布するほか、病院内で活用していくとのことでした。南側の筆は、砂利が敷かれていましたが、今後は、農機具置場を設置するほか、入院患者送迎用の駐車スペースとして整備し、適正に管理していきますと言っていました。営農指導員は、長年実家の農作業を手伝い、定年退職後の現在は、露地野菜の軒先販売を行っているため、農業に関する知識や経験は豊富な方です。営農体制等については病院の作業療法士と随時打ち合わせをし、入院患者の地域生活支援等を行う場として活用していくとのことですので、病院が取得することに問題はないかと思えます。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 医療法人が作業療法を行うために農地を取得するようですが、取得した畑が農地として継続的に利用されるのをどのように確認するのですか。

事務局 毎年行っている農地パトロールで確認します。

議長 他にございませんでしょうか。ございませんので進行します。お諮りします。第5については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することにしました。第6「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農地の権利移動許可について」について説明。

譲受人は式分方町に在住。譲渡人は石川町に所在。申請地は下恩方町にある土地1筆、登記地目は畑、現況は畑、面積は合計1,401㎡。譲受人の経営面積は8,532㎡、従事日数は250日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当委員の声の調子が思わしくないため、会長職務代理の方で調査報告書を預かっておりますので代読いたします。

農業委員

それでは代読いたします。3月10日、事務局と当該農地の調査を行い、申請者であります、譲受人と面談いたしました。今回、申請があった農地は、譲受人自身が所有する農地と隣接しており、申請地では、ウメが植栽されており、草刈り、剪定など維持管理されていきました。今後は、植栽されているウメの一部をクリに転換していき、作付けされていない部分には露地野菜を栽培していくとのことでした。クリについては、東京八王子青果へ出荷予定であり、露地野菜については庭先での無人販売をしていくとのことでした。譲受人のほか、奥さんも農作業に従事するなど、ともに農業経営に携わっているため、今後も農地として耕作していくことに問題ないと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することにしました。第7「調整区域内農地の『権利の移動を伴わない転用』の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「調整区域内農地の『権利の移動を伴わない転用』の許可について」

申請人は下恩方町に在住。申請地は美山町にある土地3筆、面積は383㎡。当該地は、市街化調整区域のうち、市街地に近接している10ha未満の農地であり、市街地として発展する環境にある農地及び生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地（第2種）。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、地区の担当委員として報告いたします。2月8日事務局と現地調査を行いました。今回の転用計画は、美山町の3筆について、農地改良により傾斜地となっている畑を平地にし、農作業環境の改善を図ろうとするものです。申請人は当該地でコマツナ、ホウレンソウ、トマト等の露地野菜の栽培やミカン等の果樹を育てていました。今回、申請人が所有する畑の東側に隣接する土地で造成工事が行なわれることになりました。当該地の東側には水路があり、区画整理事業の造成工事により幹線道路を整備するため、当該地との落差が5メートル以上となることから、傾斜地部分を埋め立て、平地にすることで耕作しやすい環境を整備するための農地改良を実施することにされたそうです。農地改良後は農地改良前と変わらず、コマツナ、ホウレンソウ等の露地野菜の栽培とミカン等の果樹を育てていく予定だそうです。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第8「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づ

く事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」について説明。

貸し手は2人。一人は住所が大谷町、設定する土地は大谷町の土地1筆、945㎡。もう一人の住所は宇津木町、設定する土地は大谷町の土地1筆、790㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、住所は平町、現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地の面積は自作地が5,816㎡、借入地が7,000㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員をお願いします。

推進委員

それでは、地区の担当委員として報告いたします。3月9日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人から今後の作付計画を伺いました。申請地は、貸し手がそれぞれ所有する土地で、傾斜もなく、日当たりが良好な土地で、きれいに耕うんされていました。借り受け後は、連作障害が発生しないように2筆を交互に利用し、サトイモ・ジャガイモ・コマツナ・ハウレンソウ・オクラなどを作付けしていく予定で、収穫した農作物は、「スーパーアプルズ」・「やまたまや」・「道の駅八王子滝山」へ出荷していくとのことです。今後については、今までと同様、息子と妻と共に経営規模拡大を目指し、農業経営を行っていかれるとのことです。また、当該地の所有者である貸し手がそれぞれ、作付計画等に関与することで、貸主としての従事要件を満たす計画になっています。借り手は、都心の学校給食へ野菜を供給している「とうきょう元気農場生産組合」の会長を務め、また認定農業者として豊富な経験と実績もあるので、安心して見守っていきたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第9「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より報告願います。

事務局

第9「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」所有者について、住所は東京都あきる野市在住の1名。願出地は上恩方町にある3筆、1,013㎡。登記地目は「畑」、現況は「山林」、現況となった時期は「昭和40年ころ」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。3月3日、推進員委員・事務局とともに、現地を確認しました。当該地は、京王バス・西東京バス「下案下」バス停から約320メートル南西に位置する北向きの急傾斜地です。全体的に幹の太い樹木が生い茂っており、日中にもかかわらず、ほとんど陽が当たらない状況でした。また、隣接する土地も一体的に山林化が進行している状態であり、地面も荒廃しているため、足場が悪く、立ち入りが困難な箇所もありました。当該地へ入る際は、案下会館の西側に位置する赤道を通る必要がありますが、急こう配であり道幅も狭いため、農機具等の搬入も困難だと思われます。長年耕作の用に供されていないことは明白であるため、この状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員

昭和40年頃から山林化したとことですが、なぜ今になって非農地証明の申請が出されたのでしょうか。

事務局 山林化しているため、その状況を改善していくにあたり、地目を整理する必要があるため申請をしたとのこと。

議長 他にございませんでしょうか。ございませんので進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。第10「令和3年度（2021年度）の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局より報告願います。

事務局

第10「令和3年度（2021年度）の目標及びその達成に向けた活動計画について」

基本方針、そして具体的な計画活動として、「担い手への農地の利用集積・集約化」「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」「遊休農地に関する措置」「農地制度の周知及び適正な農地利用の促進」の各項目について説明。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第11「八王子市農業委員会会議規則の改正について」を議題とします。事務局より報告願います。

事務局

第11「八王子市農業委員会会議規則の改正について」

国が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき、本市で定めた「申請書等における押印及び署名の見直し方針」及び現状における総会の運営を踏まえ、既存の規定への追加や新たに規定を設けた各規定について説明。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 第9条で農業委員会を開催しないときは、書類での採決は行わないということでしょうか。

事務局 農業委員会に関する法律で、農業委員の過半が出席しないと総会が成立しないことになっています。このため、過半の出席がない場合、欠席の委員が意思を示されても無効なため、この規定を適用しないということです。

農業委員 感染症予防のため、昨年書面開催したことがありましたが、今回の改正は書面開催を担保するためのものでしょうか。

事務局 政府の緊急事態宣言を踏まえ、去年は書面での開催について皆さんに同意いただいたことにより実施することができたと理解しています。今後は少なくとも農業委員の過半数は出席いただくことにより農業委員会を開催していくことを考えています。

議長 他にございませんでしょうか。ございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第12「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第12「農地の権利取得の届出について」を報告。（1件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。第13「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第13「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（4件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第9番 坂本真一委員

第10番 田中政博委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和2年度八王子市農業委員会第12回総会を閉会します。

《午後3時00分閉会》